

報道関係者各位

令和4年3月30日
独立行政法人国立病院機構
(照会先) 本部総務部長 大門 龍 生
(電話) 03-5712-5050
総務部広報文書課
(電話) 03-5712-5062

国立病院機構職員による取引業者との癒着に 起因する倫理規程違反等について (概要)

1. 事案の概要

国立病院機構の病院に所属する複数の職員が、病院に出入りする業者(有限会社小松電器:文具、トナーカートリッジ等の一般消耗品販売、電気工事、電気製品の修繕)より供応接待を受ける等不適切な行為が行われているとする内部通報(令和3年2月)が国立病院機構本部にあり、本部において調査を行った結果、倫理規程等に違反する行為が確認されたため、3月30日(水)に懲戒処分等を実施いたしました。

なお、事案の重大性に鑑み、理事長以下3名の役員報酬の一部を自主返納することとします。

2. 不適切行為等の概要

不適切行為及び懲戒処分の概要は次のとおりです。

- A 同社社長との旅行をし、供応接待等を受けていたもの
- B 安価に物品を購入するために他社の入札価格を同社に提供したものなど
- C その他(職員が引越に当たり引越業者でない同社に荷物の運送を依頼し、同社が応じていたものなど)

	行 為 者	合 計
A	懲戒解雇2人、停職2人、戒告1人	5人
B	懲戒解雇1人、停職8人、減給1人	10人
C	停職 6人、減給1人、訓告6人	13人
	合 計	28人

- 上記の他、管理監督責任による被処分者は46人(停職1人、戒告9人、訓告29人、嚴重注意7人)です。
- 上記Aのうち1人については、厚生労働省在籍中のため当機構に復帰後(令和4年3月31日付)処分する予定としております。
- 本事案は、これまでの調査結果を踏まえ、令和3年10月に警察に相談済です。

3. 指名停止措置

業者(小松電器)については、24か月の指名停止とすることとしました。

4. 事案の原因及び再発防止策

本件は、取引業者と1対1でのやり取りを許す環境、病院内での点検の形骸化、上司が部下の担当者任せにしていたことなどが要因であり、次の再発防止策を講じることといたします。

原因	主な再発防止策
取引業者との接し方に関する基本認識の欠如	<p>取引業者との接し方に関する基本ルール of 徹底</p> <p>「取引業者との間で守るべきルール（ポイント）」を職員に配布予定 取引業者との接し方に特化した研修を設け e-learning 等で全事務職員に実施し、受講状況の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引業者からの供給接待等、禁止事項の再徹底 ・取引業者から不当な働きかけに応じることの禁止、等
取引業者と1対1でのやり取りを許す環境	<p>他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者とのメールは、個人のメールアドレスではなく、複数職員が確認できる係のアドレスを必ず用いる。 ・電話でのやり取りは必ず他の職員が聞こえる場所で行うことを明確化
取引状況に係る病院内での点検の形骸化	<p>特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院内の契約審査委員会 ※で、取引額が急増している業者、取引が長期に渡る業者及び多額の取引がある業者については、急増した契約の適切性など、契約状況の具体的な点検を必ず確認することを徹底 <p>※ 契約に関する重要事項（少額基準を超える随意契約の理由等）を審査するため、各病院に設置され、病院長の指名する幹部を含む3名以上の職員（契約事務担当者を除く）から構成される委員会。</p>
上司が部下の契約担当者任せにしている	<p>上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上司は、部下と取引業者とのやり取りや契約事務手順等の適正性を必ず確認したうえで決裁を行うことを徹底 ・上司は、年間スケジュールに沿って契約事務が進んでいるかを日ごろから点検することを徹底
取引業者に対する契約事務ルールの徹底不足	<p>取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引業者に対し、職員からの不正な求めに応じた場合には指名停止にもなり得ることを改めて周知し、不正な求めがあった場合には必ず通報してもらうことを徹底

5. 第三者委員会の設置及び同委員会による全国調査・検証の実施

第三者委員会（委員長：岩出 誠（弁護士））を設置し、全国の当機構病院を対象に、職員と特定の取引業者間の不適切な関係性による不正事例の有無に関する調査を実施することとし、不正の疑いがある事例については、第三者委員会による追加調査を実施することとします。

国立病院機構職員による取引業者との癒着に 起因する倫理規程違反等について

1. 事案の概要

令和3年2月、国立病院機構本部に対し、千葉県国立病院機構の3病院に所属する職員（係員4名）が、有限会社小松電器（千葉県船橋市。文具、トナーカートリッジ等の一般消耗品販売、電気工事、電気製品の修繕。以下「同社」という。）社長から飲食の接待を受けているなどの匿名の内部通報があったことから、在籍中の当該職員の全メール送受信ログを確認したうえで、ヒアリングを実施し事実関係の確認を行った。

また、令和2年度に小松電器と取引実績がある17病院は全て関東信越管内に所在しており、この通報を契機に、同社との不正事例の他、同社以外の取引業者との不正事例を洗い出すことを目的として関東信越管内（1都9県）の全32病院の契約事務担当者を対象に調査（延べ792名）を実施した。

その結果、同社との不適切な関係性が構築されていた職員（係員、係長等28名）と同社間での契約事務ルールに反する行為などが判明したが、同社以外の取引業者に関連する不正事例は他の職員を含めて確認されなかった。また、同社との不正取引を主導する管理職等の存在は確認されず、すべての不適切事案について同社現社長と職員との個人的なつながりがあり、組織的な不正は確認されなかった。

以上の内容に基づき、職員28名に対する処分（懲戒解雇3名、停職16名、減給2名、戒告1名及び訓告6名）及び管理監督者46名（停職1名、戒告9名、訓告29名及び嚴重注意7名）に対する処分並びに同社に対する指名停止（24か月）を行うとともに、再発防止策を講じるもの。

なお、事案の重大性に鑑み、理事長以下3名の役員報酬の一部を自主返納する。

2. 不適切行為等の概要

不適切行為及び懲戒処分等の概要^{※1, 2}は次のとおり。

A. 同社社長との旅行をし、供応接待等を受けていたもの【内部通報により発覚した事案】

H28年度	バーベキュー1回（3名）	懲戒解雇 2名 停職 2名 戒告 1名
H29年度	焼肉店1回（4名）	
R1年度	盛岡旅行1回（2名）、富山旅行1回（1名）、 スマートウォッチ贈与（1名）	
(他社 [*] の取引品目及び金額情報を提供した者1名。 それ以外の4名については同社への便宜供与は確認されていない) ※ 当該他社が引き続き契約しているため、影響なし		

B. 安価に物品を購入するために他社の入札価格を同社に提供したものなど 【調査により発覚した事案】

B1	H30年度 1件 R1年度 2件 R2年度 2件	他社の価格情報を同社に提供することでより安価な 札入れを企図（4件）及び期限内の納品を確実に するため物品ごとに業者を限定し、1社を除外（1件） ・トナーカートリッジ、洗剤、電池、テレビ等同社 の不当な落札額は3年間で総額約650万円 (同社からの利益供与は確認されていない)	懲戒解雇 1名 停職 2名
----	--------------------------------	---	------------------

B2	R1 年度	2 件	一般競争入札に際し、一者応札回避のため落札の意図がない同社に形式的な応札を依頼（5 件） ・ <u>他社への影響はなし</u> 入札回避のため分割し同社に随意契約を依頼（2 件） ・ <u>入札した場合に他社が落札したかどうか不明のため、他社への影響は不明</u> （同社からの利益供与は確認されていない）	停職 6 名 減給 1 名
	R2 年度	5 件		

C. その他（職員が引越に当たり引越事業者でない同社に荷物の運送を依頼し、
同社が応じていたものなど） 【調査により発覚した事案】

停職 6 名、減給 1 名、訓告 6 名

（他社※の取引品目及び金額情報を提供した者 1 名。それ以外の 12 名については同社への便宜供与は確認されていない）

※ 当該他社が引き続き契約しているため、影響なし

※ 1 上記不適切行為等の詳細は 別紙 1

※ 2 上記不適切行為者の管理監督責任として、別紙 2 のとおり院長、事務部長、課長等 46 名について処分（停職 1 名、戒告 9 名、訓告 29 名及び嚴重注意 7 名）を実施

また、少額随意契約（物品購入は 160 万円以下）においては、契約の申し込みが一者であっても正当に契約は成立するが、競争性を高めより安価で契約するために複数者の見積書を比較することが望ましいとしているところ、同社は他社の見積書を一緒に提出することが多かった。

なお、本事案は、これまでの調査結果を踏まえ、令和 3 年 10 月に警察に相談済。

3. 指名停止措置

同社の行為は、当機構の職員に対して倫理に反する行為などの働きかけを行い、また、職員による不正な行為に荷担したと認められることから、「独立行政法人国立病院機構契約指名停止等措置要領」に基づき「24 か月」の指名停止を行う。

4. 事案の原因及び再発防止策

本件は、取引業者と1対1でのやり取りを許す環境、病院内での点検の形骸化、上司が部下の担当者任せにしていたことなどが要因であり、次の再発防止策を講じる。

原因	主な再発防止策（詳細は 別紙3 ）
取引業者との接し方に関する基本認識の欠如	<p>取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底</p> <p>「取引業者との間で守るべきルール（ポイント）」を職員に配布予定 取引業者との接し方に特化した研修を設け e-learning 等で全事務職員に実施し、受講状況の確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引業者からの供応接待等、禁止事項の再徹底 ・取引業者から不当な働きかけに応じることの禁止、等
取引業者と1対1でのやり取りを許す環境	<p>他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者とのメールは、個人のメールアドレスではなく、複数職員が確認できる係のアドレスを必ず用いる ・電話でのやり取りは必ず他の職員が聞こえる場所で行うことを明確化
取引状況に係る病院内での点検の形骸化	<p>特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院内の契約審査委員会[※]で、取引額が急増している業者、取引が長期に渡る業者及び多額の取引がある業者については、急増した契約の適切性など、契約状況の具体的な点検を必ず確認することを徹底 <p><small>※ 契約に関する重要事項（少額基準を超える随意契約の理由等）を審査するため、各病院に設置され、病院長の指名する幹部を含む3名以上の職員（契約事務担当者を除く）から構成される委員会。</small></p>
上司が部下の契約担当者任せにしている	<p>上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上司は、部下と取引業者とのやり取りや契約事務手順等の適正性を必ず確認したうえで決裁を行うことを徹底 ・上司は、年間スケジュールに沿って契約事務が進んでいるかを日ごろから点検することを徹底
取引業者に対する契約事務ルールの徹底不足	<p>取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引業者に対し、職員からの不正な求めに応じた場合には指名停止にもなり得ることを改めて周知し、不正な求めがあった場合には必ず通報してもらうことを徹底

5. 第三者委員会の設置及び同委員会による全国調査・検証の実施

第三者委員会（委員長：岩出 誠（弁護士））を設置し、全国の当機構病院を対象に、職員と特定の取引業者間の不適切な関係性による不正事例の有無に関する調査を実施する。不正の疑いがある事例については、第三者委員会による追加調査を実施する。

(参考) これまでの調査の内容

・調査の内容

- ① 当機構の財務会計システムに記録が残っている平成26年度からの
同社との全ての取引履歴
- ② 当機構のメールサーバーに記録が残っている平成31年1月からの
同社との全職員のメール送受信ログ（不審なやり取りのあった契約
担当者24名については同社以外とのメール送受信ログも全て調査）
- ③ 千葉県内4病院の過去5年間の全契約担当職員から聞き取り（延べ66名）
- ④ 関東信越管内全病院の過去3年間の全契約担当職員から聞き取り（延べ390名）
- ⑤ 同社との契約に関わった職員がいる病院に本部理事等が直接調査（延べ336名）

調査者	同社との関係性調査	全業者との関係性の調査	
内部統制 ・監査部 10名	<p>通報対象者4名のヒアリングを実施</p> <p>全病院と同社との契約履歴確認 (財務会計データのあるH26年度～)</p> <p>全病院職員と同社との全ての送受信ログ (H31.1～R3.8)</p>	<p>通報対象者4名のうち在籍中3名の<u>全ての送受信ログ</u> (H31.2～R3.3)</p>	
内部統制 ・監査部 10名		<p>不審なやり取りのあった契約担当者<u>24名の全ての送受信ログ</u> (H31.2～R3.3)</p> <p>↓</p> <p>同社以外に不審な点はなく、同社との関係性について聞き取りで重点調査</p>	<p>千葉県内4病院の過去5年間の全契約担当職員から、<u>全ての不適切行為の有無</u>を聞き取り (延べ66名)</p>
関信管内 事務部長 等35名		<p>↓ 管内全病院に対象拡大</p> <p>関東信越管内32病院の過去3年間の全契約担当職員から、<u>全ての不適切行為の有無</u>を聞き取り (延べ390名)</p> <p>↓ 本部幹部が直接の聞き取り</p>	
本部理事 部長等 10名		<p>関東信越管内27病院※の過去3年間の契約担当職員及び事務幹部職員から、<u>全ての不適切行為の有無</u>を聞き取り (延べ336名)</p> <p>※ 同社との契約に関わった職員が在籍</p>	

I 不適切行為を行った者に対する懲戒処分等

A 同社社長との旅行をし、対応接待等を受けていたもの【内部通報により発覚】

(他社の取引品目及び金額情報を提供した1名以外、同社への便宜供与は確認されていない)

不適切行為の概要	行為当時の施設	役職	年齢	処分量定	No.
・同社社長と旅行に2回(盛岡及び富山、R1年度)行き、物品(スマートウォッチ:4~5万円相当)の贈与を受けた。	下志津病院	係員	20歳代	懲戒解雇相当	(1)
・同社社長と旅行に1回(盛岡、R1年度)行き、対応接待を1回(焼肉、H29年度)受けた。 また、同社へ他社 [※] の取引品目及び金額情報を提供(H30年度)した。 <u>※ 当該他社が引き続き契約しているため、影響なし</u>	下総精神医療センター	係員	20歳代	懲戒解雇相当	(2)
・同社から、2回(焼肉等、H28・29年度)対応接待を受けるなどの行為をした。	下総精神医療センター	係員	20歳代	停職1か月相当	(3)
・同社から、2回(焼肉等、H28・29年度)対応接待を受けた。	千葉東病院	係員	20歳代	停職1か月相当	(4)
・同僚から誘われ、同社から2回(焼肉等、H28・29年度)対応接待を受けた。	千葉東病院 東京医療センター	係員	30歳代	戒告	(5)

B 安価に物品を購入するために他社の入札価格を同社に提供したものなど【調査により発覚】

B1 不適切な手法で安価な購入などを企図した

(同社からの利益供与は確認されていない)

不適切行為の概要	行為当時の施設	役職	年齢	処分量定	No.
・トナーカートリッジや洗剤等の入札で他社の入札価格を提供 ・ <u>同社の不当に落札した額は、3年間(H30~R2年度)で約520万円</u>	下志津病院	係員	20歳代	懲戒解雇相当	(6)
・乾電池及びトナーカートリッジの入札(R1年度)で他社の入札価格を提供 ・乾電池は同社が落札したが、 <u>同社の参考見積書[※]の価格は他社の入札価格を下回っていた。</u> <u>※ 市場の動向を把握するため徴取するもの(入札時にはこれを下回ることが通例)</u>	千葉医療センター	係員	20歳代	停職1か月相当	(7)
・テレビやソファ等 ^等 の備品入札(R2年度)で、同社よりも低い価格で入札した業者がいたにも関わらず、当該入札がなかったものとした。 ・ <u>同社は、テレビ、ソファ等^等の備品約130万円分を不当に落札した</u>	信州上田医療センター	係長	30歳代	停職1か月	(8)

**B2 契約事務の省略を目的として同社に協力を依頼した
(同社からの利益供与は確認されていない)**

不適切行為の概要	行為当時の施設	役職	年齢	処分量定	No.
<ul style="list-style-type: none"> 一者応札回避のため落札の意図がない同社に他社の価格情報を提供し、当該価格より高い価格での応札(2者応札とする)を依頼した(R1年度2件、R2年度3件)。 他社が落札しており、<u>契約額への影響なし</u> 	千葉医療センター 東埼玉病院 横浜医療センター	係員	20歳代	停職10日	(9)
				20歳代	減給
			20歳代	停職10日	(11)
	下志津病院 千葉医療センター	係長	30歳代	停職10日	(12)
				40歳代	停職1か月
<ul style="list-style-type: none"> 一般競争に付すべき契約を分割し、同社に随意契約を依頼した(R2年度2件)。 入札した場合に他社が落札したかどうか不明のため、<u>他社への影響は不明</u> 	東埼玉病院	係長	30歳代	停職1か月	(14)
	東京医療センター	課長	50歳代	停職1か月	(15)

C その他【調査により発覚した事案】

(他社の取引品目及び金額情報を提供した1名以外、同社への便宜供与は確認されていない)

不適切行為の概要	行為当時の施設	役職	年齢	処分量定	No.
<ul style="list-style-type: none"> 貨物自動車運送事業法の許可を有していない同社に対して引越作業を依頼した。(H26年度2名、H28年度2名、H30年度2名、R3年度1名) 	下総精神医療センター	係員	30歳代	訓告	(16)
	千葉医療センター 下総精神医療センター 下志津病院 東京医療センター 水戸医療センター	係長	20歳代	停職10日	(17)
			40歳代	訓告	(18)
			50歳代	訓告相当	(19)
			40歳代	訓告	(20)
30歳代	訓告	(21)			
	千葉東病院	班長	60歳代	訓告相当	(22)
<ul style="list-style-type: none"> 不当な引越費用を受給するため、同社に対し不適正な見積書を依頼し、移転料を受給した。(R2年度2名) 	栃木医療センター 渋川医療センター	係長	30歳代	停職20日	(23)
				20歳代	停職10日
<ul style="list-style-type: none"> 治験研究費を研究目的外の経費に充てるため、同社に架空の請求書作成を依頼した。(564,769円分、H30~R2年度) 	小諸高原病院	班長	50歳代	停職1か月相当	(25)
<ul style="list-style-type: none"> 同社へ他社*の取引品目及び金額情報を令和2年5月から3年3月までの間、毎月提供した。 ※ 当該他社が引き続き契約しているため、影響なし 	本部	係長	40歳代	停職1か月相当	(26)
<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間中、公表前の人事情報を同社社長に提供していた(R1年度)。 	東京医療センター	班長	50歳代	減給	(27)
<ul style="list-style-type: none"> 外部機関に勤務する前任者からの求めに応じ、病院職員の評価情報を当該前任者に提供した。(R2年度) 	下総精神医療センター	係員	20歳代	停職10日	(28)

※ 役職は、不適切行為当時の役職

※ 処分量定で「相当」となっている職員は、現在、人事交流で他法人に在籍中のため当機構に復帰後に処分を実施する者又は退職した者

※ 上記不適切行為者の管理監督責任として、別紙2のとおり、懲戒処分等を実施

※ No. は別紙2「II 管理監督者に対する懲戒処分等」の「管理監督責任の内容」欄に記載の番号に対応

II 管理監督者に対する懲戒処分等

下記のとおり、不適切行為者の管理監督責任として、院長、事務部長、課長等 46 名について懲戒処分等（停職 1 名、戒告 9 名、訓告 29 名及び嚴重注意 7 名。懲戒処分等「相当」を含む。）を実施。

管理監督責任の内容	行為当時の施設	役職	処分量定
・行為者(1)に対する管理監督責任	下志津病院	課長	戒告
・行為者(1)及び(6)に対する管理監督責任	下志津病院	院長	訓告相当
・行為者(1)、(6)及び(12)に対する管理監督責任	下志津病院	部長	戒告
・行為者(6)及び(12)に対する管理監督責任	下志津病院	班長	戒告相当
・行為者(6)に対する管理監督責任	下志津病院	課長	戒告
・行為者(6)に対する管理監督責任	下志津病院	院長	訓告
・行為者(6)及び(12)に対する管理監督責任	下志津病院	課長	戒告相当
・行為者(2)及び(3)に対する管理監督責任	下総精神医療センター	班長	戒告
・行為者(2)及び(3)に対する管理監督責任	下総精神医療センター	部長	戒告
・行為者(2)及び(3)に対する管理監督責任	下総精神医療センター	院長	訓告
・行為者(2)及び(28)に対する管理監督責任	下総精神医療センター	部長	戒告
・行為者(3)に対する管理監督責任	下総精神医療センター	班長	訓告相当
・行為者(28)に対する管理監督責任	下総精神医療センター	班長	訓告
・行為者(4)に対する管理監督責任	千葉東病院	課長	訓告相当
・行為者(4)に対する管理監督責任	千葉東病院	部長	訓告相当
・行為者(4)及び(5)に対する管理監督責任	千葉東病院	課長	訓告
・行為者(4)及び(5)に対する管理監督責任	千葉東病院	部長	訓告相当
・行為者(4)及び(5)に対する管理監督責任	千葉東病院	院長	嚴重注意相当
・行為者(7)に対する管理監督責任	千葉医療センター	院長	嚴重注意
・行為者(7)及び(13)に対する管理監督責任	千葉医療センター	課長	訓告相当

管理監督責任の内容	行為当時の施設	役職	処分量定
・行為者(7)、(9)及び(13)に対する管理監督責任	千葉医療センター	班長	訓告
・行為者(7)、(9)、(13)及び(17)に対する管理監督責任	千葉医療センター	部長	訓告
・行為者(9)に対する管理監督責任	千葉医療センター	課長	訓告
・行為者(5)に対する管理監督責任	東京医療センター	課長	訓告
・行為者(5)に対する管理監督責任	東京医療センター	部長	訓告相当
・行為者(5)に対する管理監督責任	東京医療センター	院長	嚴重注意相当
・行為者(15)に対する管理監督責任	東京医療センター	部長	訓告相当
・行為者(15)に対する管理監督責任	東京医療センター	院長	嚴重注意
・行為者(8)に対する管理監督責任	信州上田医療センター	課長	訓告
・行為者(8)に対する管理監督責任	信州上田医療センター	部長	戒告
・行為者(8)に対する管理監督責任	信州上田医療センター	院長	嚴重注意
・行為者(25)に対する管理監督責任	小諸高原病院	部長	訓告相当
・行為者(25)に対する管理監督責任	小諸高原病院	部長	訓告
・行為者(25)に対する管理監督責任 ・行為者(25)に対する治験研究費目的外使用の教唆	小諸高原病院	院長	停職5日
・行為者(10)及び(14)に対する管理監督責任	東埼玉病院	班長	訓告
・行為者(10)及び(14)に対する管理監督責任	東埼玉病院	課長	訓告相当
・行為者(10)及び(14)に対する管理監督責任	東埼玉病院	部長	訓告
・行為者(14)に対する管理監督責任	東埼玉病院	院長	嚴重注意相当
・行為者(11)に対する管理監督責任	横浜医療センター	班長	訓告
・行為者(11)に対する管理監督責任	横浜医療センター	課長	訓告
・行為者(11)に対する管理監督責任	横浜医療センター	部長	訓告
・行為者(23)に対する管理監督責任	栃木医療センター	部長	訓告

管理監督責任の内容	行為当時の施設	役職	処分量定
・行為者(24)に対する管理監督責任	渋川医療センター	部長	訓告
・行為者(26)に対する管理監督責任	本部	課長	訓告
・行為者(26)に対する管理監督責任	本部	部長	訓告相当
・行為者(26)に対する管理監督責任	本部	部長	厳重注意

※ 役職は、不適切行為当時の役職

※ 処分量定で「相当」となっている職員は、現在、人事交流で他法人に在籍中のため当機構に復帰後に処分を実施する者又は退職した者

※ 「管理監督責任の内容」欄に記載の番号は別紙1「I 不適切行為を行った者に対する懲戒処分等」の「No.」欄に記載の番号に対応

取引業者との不適切行為に係る再発防止策

本件は、取引業者と1対1でのやり取りを許す環境、病院内での点検不足、上司が部下の担当者任せにしていたことなどが要因であり、次の再発防止策を講じる。

I 取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底

- 「取引業者との間で守るべきルール(ポイント)」を職員に配布し、取引業者からの供応接待等の禁止事項や取引業者から不当な働きかけに応じてはならないことなどを周知【別添】
- 取引業者との接し方に特化した研修を設け、e-learning 等で全ての事務職員を対象に実施し、受講状況の確認を行う。

II 他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制

- 取引業者とのやり取りは、可能な限り必要最小限にとどめること
- 取引業者との対面でのやり取りは、必ずオープンな場所で複数職員で行うこと
- 取引業者とのメールでのやり取りは、職員個人に割り振られたメールアドレスは使用せず、必ず、他の職員も閲覧可能な係や課に割り振られたメールアドレスを用いて行うこと
- 取引業者との電話でのやり取りは、必ず他の職員にも聞こえる場所で行い、やり取り内容を速やかに上司等に報告・共有を行うことを明確化

III 特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制

- 契約審査委員会は、取引業者別の支払額や少額随契の契約業者の確認、競争性の阻害(不正)が疑われる取引の有無の点検を確実に行うこと。また、競争性の阻害(不正)が疑われる取引があった場合には必要な調査を行うこと
- 特に、取引額が急増している業者、取引が長期に渡る業者、多額の取引がある業者及び同一業者に契約が偏っている場合には、契約手続の適切性について必ず確認を行うこと
- 年間調達(契約)スケジュールを活用し、契約事務の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じてスケジュールの見直し等を行うことを徹底

IV 上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制

- 上司は、契約事務担当者の取引業者とのやり取り状況や関係性、契約事務手順などが適正かどうか必ず確認したうえで決裁を行うことを徹底
※ 契約事務手順などの点検には、会計規程等の他、契約に関する業務フロー、随意契約指針、一者応札改善指針の他、書面監査における自己評価チェックシートを活用
- 契約事務担当者任せにすることなく、日ごろから、年間調達(契約)スケジュールを活用し、契約事務担当者の契約事務業務の進捗状況を点検し、必要に応じてスケジュールの見直し等を行うことを徹底

V 取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて徹底

- 取引業者に対して、職員からの不正な求めに応じた場合には指名停止にもなり得ることを改めて周知し、不正な求めがあった際には必ず他の職員等に通報してもらうことなどを記載した書面を交付すること

取引業者との間で守るべきルール（職員の皆様へ）

1 取引業者は利害関係者です。

契約業務に携わる職員及び過去3年間に携わったことのある職員にとって、契約の締結や申し込みを行う可能性のある事業者は利害関係者です。

「国立病院機構職員の倫理に関する規程」では、利害関係者との間において、原則、次の行為が禁止されており、違反行為は懲戒処分等の対象です。

- ・ 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。
- ・ 金銭の貸し付けを受けてはならない。
- ・ 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けてはならない。
- ・ 無償でサービス（役務）の提供を受けてはならない。
- ・ 未公開株式を譲り受けてはならない。
- ・ 酒食等のもてなし（供応接待）を受けてはならない。
- ・ 共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行をしてはならない。
- ・ 利害関係者に要求して、第三者に上記の行為をさせてはならない。

なお、契約に携わる（携わった）職員であるかどうかに関わらず、利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当の程度を超え供応接待等を受けることは禁止されています。また、取引業者から私的に物品を購入したり役務を依頼することや、たとえ割り勘であっても取引業者と飲食を共にすることは、業務の公正さに対する誤解を招きます。いずれも慎んでください。

2 取引業者との応接は、1人で行うことなく、必ず複数職員で対応してください。

取引業者に便宜を図る不正な行為（取引業者からの働きかけに応じる場合を含む）は、日ごろから、契約担当者一人で取引業者と応接していることにより起きています。

取引業者との応接は、可能な限り必要最小限にとどめ、応接する場合は、必ず、応接内容を複数職員で共有する形で実施してください。

対 面	オープンな場所で、必ず複数職員で行う。
メール	職員個人に割り振られたメールアドレスは使用せず、必ず、他の職員も閲覧可能な係に割り振られたメールアドレスを用いて行う。
電 話	やり取りは必ず他の職員にも聞こえる場所で行い、やり取り内容を速やかに上司等に報告・共有する。

また、上司は、契約事務担当者の取引業者とのやり取りや契約事務手続き等の適正性を必ず確認したうえで決裁してください。

3 取引業者に便宜を図る行為(取引業者からの働きかけに応じた場合を含む)は、刑事罰の対象になり得ます。厳に慎んでください。

取引業者に対して、職務上知ることのできる非公開又は公開前の情報(*)を漏らしたり(取引業者からの依頼に応じた場合を含む)、他社の見積もり(相見積もり)を依頼するなどの行為は、特定の取引業者への恣意的な発注につながるおそれがある行為であり、いわゆる「官製談合防止法」に基づく刑事罰の対象となり得ます。

日ごろから無理な依頼に対応してもらっているなどの取引業者であったとしても、このような行為は厳に慎んでください。

* 予定価格, 入札価格, 見積価格, 契約単価, 取引情報, 納品書など

4 取引業者に他社の見積書を提示してはいけません。

特定の取引業者への恣意的な発注につながるおそれがあります。

随意契約における価格交渉は、徴取した複数の見積書のうち最も安価な見積もりを提出した業者と行ってください。

5 取引業者に他社の見積書(相見積もり)を依頼してはいけません。

複数の見積書を揃えるために、特定の取引業者から自社と他社の見積書(相見積もり)を徴取したとしても競争性は働きません。

見積書は、複数社それぞれから徴取してください。

6 取引業者から得た仕様内容をそのまま仕様書として活用してはいけません。

取引業者から得た仕様内容をそのまま仕様書として活用してしまうと、当該取引業者への恣意的な発注につながるおそれがあります。

取引業者から提供してもらったカタログ等を参考として作成する場合であっても、仕様書の内容が競争性、公平性及び透明性が担保されたものとなっているか(特定の取引業者を優遇したものとなっていないか)について、複数の職員で構成された委員会等において確認してください。

7 発注を行った職員一人で検収を行ってはいけません。

発注を行った職員が、取引業者と共謀した架空取引を疑われてしまいかねません。

検収は、発注した職員以外を含む複数職員で行い、それぞれの職員が直接確認し、責任をもってサイン(又は押印)してください。

8 取引業者から不当な働きかけがあった場合や、そのようなことを見聞きした場合は、速やかに上司に相談・報告してください。

相談・報告を受けた上司は、内容を確認し、必要な措置を講じてください。